

# 鳥取県公報

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

## 目次

- ◇規則 鳥取県会計規則の一部改正
- ◇告示 建設業者の変更登録  
建設業者の登録まつ消
- ◇選管告示 収入証紙小売さばき人の指定  
政党、協会その他の団体の收支に関する報告書要旨
- ◇教委告示 臨時教育委員会の招集

## 規則

鳥取県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十年三月二十五日

鳥取県知事 遠藤 茂

### 鳥取県規則第十号

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

鳥取県会計規則（昭和二十八年六月鳥取県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第二項を削り、第三項中「第二項」を「前項」に改め、同項を第二項とする。

第四十二条中「県金庫は、第三十四条第二項又は第三項の規定による納付を受けたときは」を「県金庫は、第三十四条の規定により指定以外の県金庫として納付を受けたときは」に改める。

第五十六条第二項第四号中「送金払の支払通知（様式第二十四号）を県金庫に発行し納付の手續をすること

と。但し第六十条に定める歳出金支払通知書(様式第二十五号)は送付しなす。」を「長期掛金、短期掛金、貸付金及び共済組合貯金等の内訳を記載した金額氏名表(様式第二十六号)及びその合計金額を券面金額とした歳出金支払通知書(様式第二十五号)を添付して送金払の支払通知(様式第二十四号)を県金庫に発行し納付の手續をすること。」に改める。

第六十三条中「第五十六条」の下に「第六十条」を「支払通知(様式第二十三号)を発行」の下に「し又は歳出金支払通知書(様式第二十五号)を送付」を加える。

第六十七条中「支払(払渡)領收証書」を「支払(払渡)通知領收証書」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定による支払(払渡)通知領收証書(様式第四十号)は支出仕訳書(様式第二十二号)に領

收印を押なつすることをもつてこれにかえることができる。

第六十八条第三項中「領收証書を振替払渡案内書又は電信通知を發した県金庫に送付しなければならなす。」を「領收証書は支払金庫の支出振替金払出の証ひよ、書として保管し、毎月末日に振替払渡案内書及び電信通知を受けたものの総額並びに支出振替金払出の総額及び未払金額の計算書を仕向金庫へ送付しなければならなす。」に改める。

第七十一条を次のように改める。

第七十一条 削除

第九十七条に次の一項を加える。

2 前項の規定による支払通知(様式第二十三号)又は歳出金支払通知書(様式第二十五号)を亡失し又はき損したときは、第九十四条の規定にかかわらず支払通知(歳出金支払通知書)再下附申請書にその理由を記載することをもつてこれにかえることができる。

きる。

第九十九条第一項中「歳入歳出外現金納付書(様式第三十四号)有価証券納付書(様式第三十五号)」を「歳入歳出外現金、有価証券納付書(様式第三十四号)」に同条第二項中「受領証書(様式第三十四号、第三十五号)」を「保管証書(様式第三十四号)」に改める。

第一百条第一項中「入札保証金納付書(様式第三十六号)又は入札保証金代用有価証券納付書(様式第三十七号)」を「入札保証金、入札保証金代用有価証券納付書(様式第三十六号)」に同条第三項中「受領証書(様式第三十六号、第三十七号)」を「保管証書(様式第三十六号)」に改める。

第一百四条第一項中「領收証書(様式第三十四号、第三十五号、第三十六号、第三十七号)」を「領收証書(様式第三十四号、第三十六号)」に改める。

第一百一条に次の一項を加える。

2 前項の規定による支払(払渡)通知領收証書(様式第四十号)は支出仕訳書(様式第二十二号)に領收印を押なつすることをもつてこれにかえることができる。

第一百八条を次のように改める。  
(支払通知等の使用文字)

第一百八条 支払通知(様式第二十三号、第二十四号) 歳出金支払通知書(様式第二十五号) 振替払込寄託金領收証書(様式第二十九号) 支払通知(歳出金支払通知書) 亡失(き損)届(様式第三十一号)、寄託書(様式第三十八号)及び歳入歳出外現金払渡通知書(様式第三十九号)の首標金額は、「壹」「貳」「参」「拾」の文字を用いなければならなす。

第一百五十四条中「備品」を「物品」に改める。

第二百七条第五号及び第六号中「支払通知整理簿(様式第九十二号)」を削る。

鳥取県会計規則附属様式中第三十四号から第三十七号





様式第十七号 (B例五号)

領 收 済 報 告 書

昭和 年 月 日

分任出納員 氏 名印

收支命令者

鳥取県出納長  
(解名出納員) 氏

名 殿

昭和 年 月 日から昭和 年 月 日までの間に  
おける才入金下記のとおり領收済につき報告します

領收月日	領收証書 番 号	金 額	種 別	納人住所及び 氏 名	備 考

様式第十四号

才 (才) 入 振 替 納 金 原 符

No. .... 昭和 年 月 日

振金 替屋 先名 鳥 取 県 金 庫

金 額	千 円	百 円	十 円	円

納金を取ら  
ぬば行解名

又 は 令 書 番 号 納 額 付 告 知 書 納 税 入 令 書 返 納 告 知 書

県金庫印

才 (才) 入 振 替 納 金 領 収 済 通 知 書

鳥 取 県 金 庫 御 中 No. .... 昭和 年 月 日

鳥 取 県 金 庫 下 記 振 替 納 金 領 収 済 に つ き 通 知 し ま す

金 額	百 円	十 円	円

納金を取ら  
ぬば行解名

又 は 令 書 番 号 納 額 付 告 知 書 納 税 入 令 書 返 納 告 知 書

様式第十八号(縦百七十三ミリメートルのもの三枚接離 赤刷とする)

返納告知書

第 号	昭和	年度	才出
一(特別)	般	会	計
氏	氏	氏	氏
名	名	名	名
納	納	納	納
十	千	百	十
円	円	円	円
但し	上記の金額を昭和 年 月 日までに鳥取県 又は最寄の県金庫に返納された		
昭和 年 月 日	収支命令者 職 氏 名 園		

収支命令者印

領収通知書

第 号	昭和	年度	才出
一(特別)	般	会	計
氏	氏	氏	氏
名	名	名	名
納	納	納	納
十	千	百	十
円	円	円	円
但し	上記金額領収定額に戻入済につき通知します		
昭和 年 月 日	鳥取県 金庫 鳥取県出納長(職名出納員) 氏名 殿		

県金庫印

領収証書

第 号	昭和	年度	才出
一(特別)	般	会	計
氏	氏	氏	氏
名	名	名	名
納	納	納	納
十	千	百	十
円	円	円	円
但し	上記金額領収致しました		
昭和 年 月 日	鳥取県 金庫 氏 名		

様式第十九号 (B列五号)

決議年月日

収入(支出)更正仕訳書

総務部長	教育長	会計課	課長	合議	主査
出納長	副出納長				
左記のとおり収入(支出)更正してよいか伺います		内訳下記のとおり			
但し					

既収入(支出)科目 更正する科目

昭和 年度(才出)	一 般 特 別 会 計	年 度	会 計 名	款	項	目	節	細 節	昭和 年度(才出)	一 般 特 別 会 計	年 度	会 計 名	款	項	目	節	細 節	

内 訳	金 額	収入(支出)先住所氏名	収入(支出)年月日	告知書(支払通知)番号	摘要
			昭和 年 月 日		
			昭和 年 月 日		
			昭和 年 月 日		
			昭和 年 月 日		

- 備考
1. 但書は更正を要する理由を詳記すること
  2. 年度会計の更正はこの様式に準ずるものとする
  3. 解における決裁欄は解長(収支命令者)県出納員とする
  4. 本書は双方の科目へ編せんを要するものであるから二部作製すること

様式第二十二号 (B列五号)

支出仕訳書

総務部長 教育長	会計課長	課長	合議	主査
-------------	------	----	----	----

出納長	副出納長			
-----	------	--	--	--

下記のとおり支出して  
よいか伺います

年度 昭和 年度才出

会計名	一般 特別	会計
-----	----------	----

¥.....

但し

内訳下記のとおり

科	款
	項
	目
	節
	目
	細節

渡

支払命令 及び	年月日 番号	昭和 第	年月日 号
------------	-----------	---------	----------

上記金額を領収しました

昭和 年 月 日

鳥取県出納長  
(解名出納員)

殿

氏 名 ㊦

何書照合済

委任状照合済

契約書照合済

内 備考

- (1) 解における決裁欄は解長(収支命令者)出納員とする
- (2) 但書は支出する事由を詳記すること
- (3) 定額戻入才入下戻の場合は首標金額を朱書すること

訳

様式第二十号 (B列五号)

年度(会計)更正通知書

¥.....

内訳下記のとおり

既収(支出)年度及び会計名

更正する年度及び会計名

昭和 年度才入 (才出)	年 度	昭和 年度才入 (才出)
一般 特別	会 計 名	一般 特別
会 計		会 計

上記のとおり更正をお願いする

昭和 年 月 日

鳥取県出納長 氏 名 ㊦  
(解名出納員)

鳥取県 金庫御中

内 訳	金額	収入(支出) 住所氏名	収入(支出) 先年 月 日	告知書(支払 通知)番号	摘要
		円			

立 替 仕 訳 書

総務部長 教育長	会計課長	課長	合 議	主 査
出納長	副出納長			

下記のとおり支出して よいか伺います	年度	昭和	年度才出
	会計名	一 般 会 計	
¥ ..... 但し	科	款	
		項	
		目	
		節	
		目	細節

支 払 命 令 年 月 日 号  
及 び 番 号

昭和 年 月 日 号  
第 号

上記のとおり立替したから払戻を請求します

昭和 年 月 日 職 氏 名 ㊟

收支命令者 職 氏 名 殿

上記金額を領收しました

昭和 年 月 日 氏 名 ㊟

鳥取県出納長  
(解名出納員) 氏 名 殿

上記立替払戻請求のとおり相違ないことを証明する

職 氏 名 ㊟

内 訳

伺書照合済

資 金 前 渡 精 算 書  
(概 算 払)

総務部長 教育長	会計課長	課長	合 議	主 査
出納長	副出納長			

下記のとおり返納させて よいか伺います	年度	昭和	年度歳出
	会計名	一 般 会 計	
¥ ..... 資金前渡(概算払)受 高	科	款	
		項	
		目	
		節	
		目	細節
¥ ..... 精 算 高			
¥ ..... 差引返納(追給)高			

昭和 年 月 日 号  
支 払 通 知 第 号

昭和 年 月 日 号  
返 納 告 知 第 号

但し上記は 資金前渡(概算払)として別紙証ひょう書何葉 添付して精算します のため受けた

昭和 年 月 日 所属課 職 氏 名 ㊟

收支命令者 職 氏 名 殿

上記金額を領收しました

昭和 年 月 日 氏 名 ㊟

鳥取県出納長  
(解名出納員) 氏 名 殿

上記精算のとおり相違ないことを証明する

職 氏 名 ㊟

伺書照合済

資金前渡整理簿記帳済

概算簿記帖済

様式第二十五号裏面注意事項中「受領金額壹千円以下」を「受領金額壹千円以上」と改める。

様式第二十八号(用紙縦百七十九ミリメートルのもの二枚接縫)

様式第二十八号、第二十九号及び第三十一号から第三十四号までを次のように改める。

原	符
年度	一般会計
特別	歳入(歳出)
(款)	

¥

但し、支払通知第 号分

昭和 年 月 日 振替 済

果金庫印

原	符
年度	一般会計
特別	歳入(歳出)
(款)	

¥

但し、支払通知第 号分  
上記金額振替済につき通知します

昭和 年 月 日  
鳥取県 金庫  
鳥取県出納長 (解名出納員) 氏 名 股

果金庫印

様式第二十九号(用紙縦百七十九ミリメートルのもの二枚接縫)

原 符

年度	歳入歳出外現金
----	---------

金

但し、支払通知第 号分

昭和 年 月 日

振替払込委託金領收証書

年度	歳入	歳出	外現金
----	----	----	-----

金

但し、支払通知第 号分  
上記金額振替領収しました

昭和 年 月 日  
鳥取県 金庫 印

鳥取県出納長 (解名出納員) 氏 名 股

(裏 面)

表記の金額本券持参人に払渡された。

昭和 年 月 日  
鳥取県出納長 氏 名 印  
(解名出納員)

鳥取県 金庫 御 中

表記金額領しました。

昭和 年 月 日

住 所

氏 名 印



様式第三十三号

支払通知(歳出金支払通知書)再下付申請書

出期閉鎖期日までに別紙添付の支払通知(歳出金支払通知書)の金額を受領できなかつたので会計規則第九十七条の規定により再交付下さるよう申請します。

昭和 年 月 日

債権者住所

氏名

印

収支命令者

職氏名

殿

内 訳

支払通知発行年月日及び番号 昭和 年 月 日発行直送第 号

金額

取扱庁隣及び金庫 何庁隣 鳥取県 金庫 取扱

備考

支払未済金報告書照合済

様式第三十四号(用紙縦百二十七ミリ横百七十九ミリ)の二枚接続)

歳入歳出外納付書  
現金有価証券

第 号	年度	歳入歳出外現金
収 支		有 価 証 券
命 令 者		主 任

金額 金額  
円 円

但し 何々(代用)

何々証券(債券) 何々券 何々  
券面金額 記号番号  
昭和 年 月 日渡以降  
利札附

上記のとおり納付します。  
昭和 年 月 日  
納人住所氏名 ㊟

保管証券書  
現金有価証券

第 号	年度	歳入歳出外現金
住 所		有 価 証 券
氏 名		殿

金額 金額  
円 円

但し

上記のとおり受領しました。  
昭和 年 月 日  
鳥取県出納長  
(隣名出納員) 氏名 ㊟

(保管証券書裏面)

領 収 証 書

表書の金額証券額領収しました。

昭和 年 月 日

住所氏名 ㊟

第三十五号を次のように改める。  
様式第三十五号 証 書

様式第三十六号 (用紙半紙)

入札保証金代用有価証券 納付書

金額	金額
¥	¥

但し何々(代用)

何々証券(債券)

額面金額何円券 記号番号 何枚

昭和 年 月 日 渡以降和札附

上記のとおり納付します

昭和 年 月 日

納人住所

名 ⑩

入札主任 職 氏 名 殿

割 印

様式第三十六号を次のように改める。

保管証券 書

金額	金額
¥	¥

但し

上記のとおり受領しました

昭和 年 月 日

入札主任 職 氏 名 ⑩

納人 氏 名 殿

金額収めました  
有価証券

昭和 年 月 日

住所 氏 名 ⑩

様式第三十七号を次のように改める。

様式第三十七号 証 書

様式第三十八号 (用紙)

縦百七十九ミリメートルの一枚  
横八十五ミリメートル  
その他横百七十七ミリメートルのもの二枚

接黏

様式第三十八号を次のように改める。

(領收証書裏面)

表記の金額本券持参人に払渡されたい

昭和 年 月 日

鳥取県出納長 氏名 園 (解名出納員)

鳥取県 金庫御中

表記金額領収しました

昭和 年 月 日

住所 氏 名 ⑩

原 符

第 号	年度
歳入歳出	契約保証金
外 現 金	(何々々々)

金

住所	氏 名
権利者	

昭和 年 月 日

寄 託 書

第 号	年度
歳入歳出	契約保証金
外 現 金	(何々々々)

金

住所	氏 名
権利者	

上記のとおり寄託し

す

昭和 年 月 日

鳥取県出納長 氏名 園 (解名出納員)  
鳥取県 金庫御中

鳥取県金庫印

上記のとおり領収しました

昭和 年 月 日

鳥取県出納長 氏名 殿 (解名出納員)

様式第三十九号裏面注意事項中「受領金額百円以上」を「受領金額参十円以上」に改める。

様式第四十号から第四十二号まで、第五十四号、第五十八号から第六十号まで及び第八十八号を次のように改める。

第四十号 (B列五号)

支払(払渡)通知領收証書

年 度	会 計 別	歳 出 歳 入 別		支払通知番号
		歳入	歳出	
	一般 特別			

上記支払(払渡)通知領收しました

昭和 年 月 日

鳥取県 金庫 印

鳥取県出納長 氏 名 殿  
(解名出納員)

様式第四十一号

原 符

第 号	回 送 先 金 庫 名 庫
-----	---------------

但し(事由)

送 日 昭和 年 月 日  
発 年 月 日  
領 收 証 書 昭 和 年 月 日  
到 着 年 月 日

回 送 金 差 立 書

第 号	種 別	送 (逆) 付 日 分
-----	-----	-------------

但し

上記金額回送しました

昭 和 年 月 日  
鳥 取 県 金 庫 御 中  
鳥 取 県 金 庫 印

金庫印

様式第四十二号

原 符

第 号 鳥取県 金庫 差立書

¥

但し

昭和 年 月 日

回送金領收証書

第 号 差立書

¥

但し

上記回送金領收しました  
昭和 年 月 日

鳥取県 金庫 御中

県金庫印

様式第五十四号 (B列五号)

昭和 年度歳出何々会計

昭和 年 月分支払証ひよう書綴

麻 名 解印

昭和 年 月 日提出

昭和 年度

支出証ひよう書綴

鳥 取 県

様式第五十九号

物品保管換領收書

年 月 日

鳥取県出納長 氏 名 殿  
(解名出納員 氏 名)

鳥取県出納長 氏 名 殿  
(解名出納員 氏 名)

下記物品保管換領により領収しました

種 別	品 目	数 量	価 格

物品出納簿登記済 年 月 日 印

備 考

1. 種別欄には備品消耗品、動物等の区別を記載すること
2. 価格は帳簿に記載の価格によること
3. 消耗品は価格の記載を要しない

様式第五十八号

物品保管転換引継書

年 月 日

鳥取県出納長 氏 名 殿  
(解名出納員 氏 名)

鳥取県出納長 氏 名 殿  
(解名出納員 氏 名)

下記物品保管転換として引継します

種 別	品 目	数 量	価 格	転換事由

備 考

1. 種別欄には備品、消耗品動物等の区別を記載すること
2. 価格は帳簿に記載の価格によること
3. 消耗品は価格の記載を要しない

様式第六十号

物品返納書

年 月 日

物品取扱主任

㊟

鳥取県出納長 殿  
(解名出納員)

下記物品返納します

品目	数量	受入(購入転換)			返納事由
		年	月	日	

物品出納簿記帳済

取扱者

㊟

様式第八十八号

歳入歳出外現金出納簿(県金庫)

月日	受 額	案内支払額		現金支払額	残 額	支払未済額
		通知	受領額			

備考 1. この帳簿は各課別の所得税、市町村民税、国庫納金、拾得金、児童福祉別に口座を設け登記し月計累計を附するものとする

2. 残額とは受額から現金支払額を差し引いたものとする

3. 支払未済額とは案内支払通知受領額から現金支払額を差し引いたものとする



鳥取県告示第百三十四号

鳥取県収入証紙規則(昭和二十八年六月鳥取県規則第三十八号)第五条第二項の規定による小売さばき人を

昭和三十年三月二十五日次のとおり指定した。

昭和三十年三月二十五日

鳥取県知事 遠藤 茂

番号	氏名	売さばき場所	住	所
二八一	田中源一	鳥取市今町一丁目三〇番地	同	上

選管告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十九号

政治資金規正法第十七条の規定により次の団体より解散の届出があつたが、その際における寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨は次のとおりである。

昭和三十年三月二十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井 正雄

政党協会その他の団体の收支に関する報告書要旨

一、種類 政治資金規正法第十七条の規定による報告書

二、期間 昭和三十年一月一日から

昭和三十年三月十日まで

三、報告書の要旨

政党協会その他の団体名	寄附及び収入又は寄附上の金額	一件千円以上の寄附	一件千円以上の支出	報告書受理年月日
自由党鳥取県西部支部	総額	1	1	昭和三〇、三、一五

四、主なる寄附者及び支出

ハ 寄附者

該当なし

ロ 支出

教委告示

鳥取県教育委員会告示第十六号

臨時教育委員会を次のとおり招集する

昭和三十年三月二十五日

鳥取県教育委員会委員長 三木 順治

一、日時 昭和三十年三月二十七日午前十一時

昭和三十年三月三十一日午前十一時

二、場所 鳥取県教育委員会 会議室

三、議題 人事について